

平成31年4月8日

図書館友の会全国連絡会 御中

内閣府地方分権改革推進室

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成31年3月25日付け文書にて受理しました「『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案』（第9次地方分権一括法案）に係る要望書」につきまして、以下のとおり回答いたします。

記

政府における地方分権改革については、平成26年より、地方公共団体等からの提案を受けて国の制度改正等を行う「提案募集方式」を導入し、地方の発意に基づく改革を進めているところです。

今国会に提出しております「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第9次地方分権一括法案）に含まれる、図書館を含む公立社会教育施設について、地方公共団体の条例により教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする見直しについても、平成26年、29年及び30年に地方公共団体等から提案が提出されているところです。

本改正は、これらの提案を踏まえ、社会教育法等を所管する文部科学省と調整を行った上で、文部科学省中央教育審議会における議論の結果（平成30年12月21日の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（中教審第212号））を踏まえて対応することとしたものです。

今後とも、地方からの提案等を踏まえ、適切に対応してまいります。